

令和4年度原子力規制委員会
第50回会議議事録

令和4年11月9日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第50回会議

令和4年11月9日

13:30～14:50

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換
- 議題2：3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動
- 議題3：国際原子力機関（IAEA）安全基準委員会（CSS）第52回会合結果概要
- 議題4：原子力規制委員会の令和4年度第2次補正予算案の概要

○山中委員長

それでは、これより第50回原子力規制委員会を開催します。

本日は、伴委員がカナダ開催のICRP（国際放射線防護委員会）の会合に出席をしておられるので、欠席となります。

最初の議題は「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換」です。

本日は、両審査会の委員の新任・再任に伴う改選により再選された原子炉安全専門審査会（炉安審）の関村会長と、核燃料安全専門審査会（燃安審）の山本会長を原子力規制委員会にお招きしております。

これまでも重要な役割を担っていただいたのですけれども、原子力規制委員会も9月に、更田前委員長の任期満了に伴い、私が前委員長の後任に着任することとなりました。また、杉山委員を新たに迎えておりますので、新たなメンバー構成でこれからの炉安審、燃安審の取組について、意見交換を行わせていただきたいと思います。

時間は約30分程度と短い時間でございますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、関村会長、山本会長から御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○関村原子炉安全専門審査会会長

山中委員長、どうもありがとうございます。まず、原子力規制委員会のこの場で炉安審、燃安審を代表する者との意見交換の場を作っていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。あえて言えば、更に頻度を高めて、こういう場を作っていただければということが背景でございます。

それで、まず私から、炉安審、燃安審においては、諮問いただいた内容について、きちんとお答えしていく。答申をさせていただく。この役割を持っている。それから、これが原子力規制委員会の審査等の意思決定を代替するものではなくて、助言をしていくものである。こういう基本的な方針に基づいていることは確認させていただければと思っております。

それで、このような議論の場を頂いたということでございますが、まだ炉安審、燃安審の任期が代わってから第1回会合をやっておりませんので、委員の方々からの御意見に基づいて何かお話をするというところは、我々はまだできておりません。これはちょっとおわびをしておかなくてはいけないかなと思っております。

それで、諮問内容、今まで頂いてきた内容、今ある8項目のものに加えて、今まで諮問いただいてきたものに対して、炉安審、燃安審がお答えしてきたということも含めて、今後、どのようなことを我々は考えていくべきなのか、やるべきなのか、あるいはお答えさせていただいたものに対してどのようなアクションをしているか。もう一回、我々としても、検証させていただくということについて、議論を深めさせていただくということを考えております。

それから、もう一点加えさせていただきたい点は、私、それから、山本会長もそうなの

ですが、継続的な安全性向上の検討チームにも参加をさせていただき、これは規制に関わるような非常に重要な論点を整理することが何とかできたのかなと思っております。これらを踏まえながら、諮問された内容との関連も踏まえて議論させていただき、ざっくばらんな議論を含めて、意見交換をさせていただければと考えております。

まず、私からは以上でございます。

○山本核燃料安全専門審査会会長

それでは、山本の方からお話をさせていただきます。

私の方からは、本日お配りいただいた資料1の参考1、こちらに調査審議事項をまとめていただいておりますけれども、これからの議論に当たりまして、簡単に内容を少しおさらいしておきたいと思っております。

審議内容につきましては、原子力規制庁の方から原子力規制委員会には都度報告いただいているとは思いますが、少しおさらいということで、5分程度でお話、最近の議論の内容を説明させていただければと思っております。

まず1番目、事故・トラブル関係、あるいは規制の動向の話であります。こちらにつきましては、技術情報検討会の内容を、幅広い専門性を持った委員の方が検討いただいております。必要に応じてコメントいただいているということでありまして、やはり多様な視点というのが非常に重要だと考えておりまして、その提供ができていますのかなと思っております。

強いていえば、炉安審、燃安審で行いました議論が、例えば、Information Noticeですね、例えば、こういうもので活かされるような状況が出てくると、更によりかなと思っております。

また、議論の中で、やはりトラブルというとハードウェア寄りの話が多いのですが、運転経験や人的因子の分析、こういうところというのは、まだいろいろ改善の余地があるかなという御意見を頂いております。

2番目のIRRS（総合規制評価サービス）関係であります。こちらにつきましては、例えば、人材育成であるとか、安全文化、マネジメント、こういうことにつきまして、炉安審、燃安審からのコメントを基にして対応いただいている内容について議論しております。特に若手人材のエンゲージメントであるとか、規制資源の有効利用・最適化、こういう観点からのマネジメントシステムの継続的改善、こういうところについては、まだいろいろ議論の余地がありますねという話になっているところであります。

3番目、こちらが原子力規制検査制度でありまして、こちらについては、かなりの時間をかけて議論を行っております。特にリスク情報の活用、核燃料サイクル施設に対する実践の話、横断領域の検査、人的因子や検査員の方の力量、あるいは判断のばらつき、こちらでもやはり規制資源の有効活用、更に重要度と深刻度の意味合いの話、社会とのコミュニケーション、報告書の記載ぶり、広い観点からコメントを頂いております。特に検査員の方の人材の確保、特に若手の方の確保が重要ですねという話、あるいは力量確保、そし

て、社会とのコミュニケーション、そここのところは非常に重要ですねということで、山中委員長もこの点については重要視されていると理解しておりますけれども、まだいろいろやる余地がありますねというお話を頂いております。

こちらにつきましては、委員の方に現地の視察なども行っていただいております、非常にうまく議論がかみ合っているのではないかなと感じております。

4番目、こちらが安全性向上評価の話であります。こちらは事業者の方からヒアリングを受けまして、この制度の活用方法について、方向性を議論しているところであります。炉安審、燃安審といたしましては、安全性向上の届出単体で議論するのではなくて、やはり規制制度全体を眺めたときに、審査、検査、届出、これは非常に重要な柱だと考えておりまして、その枠組みを念頭に置きながら、この届出制度というのを捉えて議論しようと、そういうものを基本的認識として行っているところであります。

こちらの安全性向上なのですけれども、大ざっぱに言うと、設計図書の話とプラントの実力評価としてのリスク評価、更に最新知見の取り込み、多分、三つの異なる要素が入っているのですけれども、こういうものをうまく交通整理していくことと、あとは、PSRや高経年技術評価、こういうところの関係も念頭に置きながら話をする必要があるかなと思っております。

今、私、PSRと申し上げましたけれども、このPは「Periodic」ではなくて「Proactive」ということであるのは付け加えさせていただきます。

5番目から8番目につきましては、こちらは地震・津波部会、火山部会関係でありまして、火山のモニタリング、更に、地震・津波、火山事象に対しまして調査、審議、助言を行うということでありまして、こちらにつきましては、原子力規制庁が収集しました知見、あるいは皆さんがお持ちの知見につきまして、幅広い専門の立場からコメントを頂いております、学術・技術的側面から助言をさせていただいているというところであります。

私からの説明は以上になります。

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思いますが、各委員方から、どなたでも結構でございますので、御意見、コメント等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

両会長、どうもありがとうございます。

いろいろなところで人材の話が出てきたのですけれども、我々としても、原子力規制庁の中でも人材育成をどうするか等々は大事ですし、また、これは日本全体の問題でもあるし、また同時に、若い人が、本当に原子力等に関心を持ってくれる人が減ってきているのではないかということの心配もあったり、そのように幅広い観点から、両専門審査会にお

いて、どのような議論とかをやって、もうちょっと一步踏み込んで何か新しいことに向けてのアイデア等々も議論されているのか、ちょっと教えていただけたらと思うのですが。

○関村原子炉安全専門審査会会長

田中委員、どうもありがとうございます。

諮問事項に共通する課題として、我々がどのように考えているかということに加えて、やはり大学で専門のことを研究している、あるいは教育もしているという、この双方の立場からお答えさせていただく必要があるのかなと考えています。

原子力という分野は、専門性を非常に深く我々は考えていかななくてはいけない。これは明らかなのですが、逆に専門性が深ければ深いほど、多様な専門をどのように全体として捉えるかという、こういうところが非常に重要なポイントかなと思っています。

でも、それをどのように人材というところに持っていったらいいか。そういう意味で、教育というのをどう考えたらいいかというのは、原子力規制委員会、原子力規制庁もお悩みがあるだろうと思いますし、そういうところに送り出していく大学としても、同じような悩みというのを大学内でも相当議論しているというのが実情でございます。

一方で、社会の仕組みとして、トップの方がこのように言うから、それについて行けばいいという人材だけではなくて、どのように自分の能力を生かしていったらいいか、あるいはどのような人材のつながりといいますか、ネットワークを構成できるような能力というものを培っていったらいいか。それが先ほど私が申し上げた、専門性と多様性というのをうまく組み合わせていく重要なポイントになると考えています。

それが大学等では優秀な人材ほどベンチャーをやりたいというところにつながっていて、これは正に田中委員が初代の学科長をやられた我々工学部システム創成学科の理念でもあります、それが昨今、非常に加速しているところでございます。

それと原子力の複雑なものというのをどのようにうまく結び付けていくか。これは道筋をかなりうまく我々が提示できるのではないかなと思っています。原子力だからこそ、専門性を深め、かつ、いろいろなことをつないでいくということに関して魅力を感じていく。

そういう、例えば、職場としての原子力規制庁というものがその魅力をきちんと出していただけるかどうか。これが非常に重要だし、そういうことに対して魅力を感じるような場としては、原子力の事業者もそうでしょうし、原子力規制委員会、原子力規制庁がそのようになっていくかどうか。これを我々は人材育成プログラム等々を通じながら、具体的な形で提示していくことができるようになればいいのかなと考えています。まず、それが第1点でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

○山本核燃料安全専門審査会会長

よろしいでしょうか。山本です。田中委員、どうもありがとうございました。

二つ観点があると思ひまして、先ほど私、若手の方のエンゲージメントの話を見せてい

ただきましたけれども、やはり若手の方というのは、どちらかというと、自分のスキルの向上に役立っているのかどうかというのを非常に重要視されているところが大きいと理解しております。そういう意味では、原子力という分野は非常に幅広くて、テクニカルなことから始まって本当にマネジメントに至るまで、いろいろな要素があって何でもできるのだということで、スキル向上には最適なのだというメッセージが重要なのかなと思っております。まず、これが一つと、あともう一つは、やはり幅広い教育基盤が必要で、そういう意味では、やはり単体の組織で閉じて教育するというのではなく、幅広く連携してそういうことに取り組んでいく必要があるかなと思っております。

私からは以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

杉山委員。

○杉山委員

まずは、9月に就任した杉山です。両会長にはこれまでもずっと御指導いただいておりますけれども、今後も引き続きよろしく願いいたします。

先ほど山本会長から項目ごとに概要を御説明いただいたところですが、④の安全性向上に関しまして、今も世間でいろいろ議論されているように、運転期間の延長ですとか、あるいは新設の話ですとか、そういったことが、つまり、既にある特定の施設の安全性向上を続けていくというだけではなく、いろいろな外側の条件といたしますか、変わりつつあります。

こういうところで、今、具体的にこれというものはないのでありますが、今後、恐らくそういったことに関連する項目で諮問をお願いすることになるかと思っております。こういった点に関して、今、ある程度見えている範囲で、その思いといたしますか、何かございましたら、コメントといたしますか、教えていただければと思っております。

○山本核燃料安全専門審査会会長

山本ですが、よろしいでしょうか。杉山委員、どうもありがとうございました。

今おっしゃったように、これは炉安審、燃安審というよりも、これはまず私自身の認識とお聞きいただければいいと思っておりますけれども、今おっしゃったような新技術というのは、安全性向上の観点から非常に重要だと思っておりますし、先ほど話題に出た人材育成という観点でも、技術の伝承、そういう意味でも非常に重要な内容かなと思っております。

今、見えている課題としては二つあると思っております。一つが新型燃料の話で、こちらはかなり射程が短いというか、近未来の話になるかなと思っております。あともう一つが、杉山委員がおっしゃった革新炉の話でありまして、大分フェーズが違うとは思っております。

でも、いずれにせよ、そういう新技術を導入するというのは、安全性を向上するという意味で、規制側の、例えば、規制の遅れとかでそういうものが遅れるようなこと、導入が遅れるようなことがあっては本末転倒かなという気がしております、そういうところも含めて、今後、議論が必要かなと思っております。

私からは以上です。

○関村原子炉安全専門審査会会長

関村からもお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

どうも、杉山委員、御質問いただきましてありがとうございます。今の山本会長の御意見にちょっと補足する形で、私からコメントを申し上げたいと思います。

この安全性向上評価制度の現状の適用対象というのは、稼働を始めた原子炉施設のみです。これは現状のお話で、更にそれを拡大していくというニーズに関しては、受け止めていただいていると考えています。もちろん、それは検査制度の中でパフォーマンスベース、リスクインフォームドの検査制度が進んできている。これとの関係をうまく整理していただくということは必要だろうと思っております。

それから、もう一点、これは規制というものがどのようにあるべきかという基本的な認識のところに関わってくるお話なのですが、いわゆる原子力規制委員会、原子力規制庁のパフォーマンスというものが、事業者がどのように安全性を向上していただいたのかというところとほぼ同じのものであると、このように我々は認識しています。

そういう意味で、安全性向上評価制度が、米国でいうとFSARに相当するものであるという認識は、これは的確であると思っております。

この幅をどのように広げていくか、あるいは規制のパフォーマンスという意味で、事業者の方に投げてしまったものではなくて、規制が自ら評価されているのだ、その評価指標というものは、安全性向上評価制度の中でより具体的な形で提示していただく。これはリスク情報を5年に1回はきちんと出してくださいねと、PRAの結果をきちんと出してくださいねということにつながってくるのかなと思っております。

その中で、更に、お話のありました運転期間というのをどのように考えていくかというときには、安全性向上評価制度の5年というスパンと、それから、定期安全レビュー、PSRにおける10年間というもの、この持っている意味についてもしっかりと考えていただいて、これが事業者にどのように捉えていただける制度になるかというところ、このかみ合った議論というものをどのように事業者に求めていくのか。

あるいは事後規制という枠組みで今まで議論されてきたものが、事前的な規制にしっかりなっていく。しかし、それは時間軸が入ってきますので、バックフィット制度の中で議論を進めていただいているところを、もう少し広く捉えていただいて、継続的な安全性向上の検討チームの中では、その中間的な領域というのをどのようにうまく提示していただけるかと、こういう議論をしてきました。その宿題の一部というのは、今お尋ねにあった、安全性向上評価制度というものをどのようにアップデートしていけるかということに関わ

ってくるかなと思っています。

私からは以上です。

○杉山委員

ありがとうございます。

今のお話の中で、規制側のパフォーマンス、要は、我々自身も能力の向上が求められる。あと、人材確保と能力の確保・拡大といいますか、そういった点で、今、新技術というのは比較的若い人の関心を引きやすいのかなという、そういった期待はございますけれども、今、関村会長がおっしゃったような、安全をどう考える。私は、そういった議論そのものというのは、一旦入り込めば、若い人にとっても非常に魅力的な対象だと思っているのです。それがある程度入ってこない、なかなか分かってもらえないというところはちょっともどかしいところもありまして、いろいろな範囲で人材の拡大を図れば良いなと思いました。ありがとうございました。

○石渡委員

主に自然ハザード関係を担当しております石渡です。

今回、御報告いただきまして、特に調査審議事項の④ですか、事業者を呼んで安全性向上評価について聴取するというのを、第7回、第8回、第9回、第10回と4回続けて多くの事業者を呼んでやっていただいて、議事録を見ていても、非常に実際に即した話を聞いて、それに対していろいろ御専門の立場からコメントをされていて、非常にいい審議をされているなと感じました。

第11回の一番最近の6月の議事録も読ませていただきましたが、この6月から久田先生という新しい委員の方が加わったのですね。その方が最後に、この審査会では訓練については何も議論をしないのですかという話をなされたのですね。

私は、この訓練というのは、原子力安全を確保する上で非常に重要なプロセスだと思うのですよね。事業者訓練もそれぞれの会社がやっていますし、つい先日、先週末に総合防災訓練を我々全員が参加して行ったわけです。そういうことについても、何か気がついたこと、あるいはこうしたらいいということがもしありましたら、そういうものを議論していただいていいのではないかと思うのですが、参考1としてつけてある調査審議事項というこの文書、この中には訓練のことは何も書いていない。

といいますか、この文章というのは、私、役人が作った文章としては非常に珍しい文章だと思うのです。何が珍しいかというと「何々等（など）」という字が一つも入っていないのです。つまり、これは非常に審議する内容を厳格に決めてあって、これについて議論しなさいということが書いてあって、「何々等について議論しろ」というような曖昧な書き方は一切していないのですよね。

そうではありますが、やはり何かそういう委員の方が関心を持たれて、これについては原子力規制委員会の方に伝えた方がいいのではないかというようなことがありましたら、私は議論していただいて構わないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山本核燃料安全専門審査会会長

山本です。石渡委員、どうもありがとうございました。

この文章の書き方は、ある意味、規制側の意思表示かなと思っていただけたところもあるのはあるのですけれども、今おっしゃったように、炉安審、燃安審の場で審議事項以外の議論をしないようにするような議論の仕方はまずしておりません。ということと、あと、こういう原子力規制委員会と我々との意見交換で、審議事項についてのみ意見交換をするというスタンスではないと理解しております、本日もそういうことで、関連することについてもお話をさせていただいているということかなと思っております。

訓練について、この調査審議事項には明示的に入っていませんねというお話ではあるのですけれども、議論としては、やはり検査制度の中には関連する項目としてありまして、そこで議論が出てくるというのは当然あると考えております。

私からは以上になります。

○関村原子炉安全専門審査会会長

石渡委員、御質問いただきまして、ありがとうございます。

非常に重要な点を御提示いただいたなと考えています。調査審議事項というのは、それだけを解決すれば何か一步前進できるものではなくて、その背景にある様々な課題、これも指摘をしていくということが、まず、炉安審、燃安審に課されている課題であると同時に、だからこそ炉安審、燃安審の委員の方々は、極めて多様な方々を御指名いただいているものと考えております。

その多様な見方、御質問いただく点、あるいはもう少し深掘りしたい点というものをしっかりと炉安審、燃安審の中で議論できるような環境を、今、山本会長からもありましたように、そういうものを我々としてもキープできればと考えております。

その中で、御指摘がありました訓練というものが、どうやって個々の課題を提示できるような形で行われているか。これは、例えば、検査制度に関連してということではあります。現地に委員の方々とお邪魔したときには、必ずこういう御質問が出てくるということです。これは検査制度の枠組みだけではなくて、安全性向上評価制度の中でどのように位置づけられているか。こういう点もやはり情報としてはお聞きさせていただいているということと考えております。

訓練だけではなくて、先ほどからお話がありましたように、では、本当に人材というのが、事業者の方の人材がそれに対応できる能力を持っているのですか、あるいは発電所長だったり、CNOレベルの方が、もしものところに対してどのような能力を備えている方なのかということも背景に持ちながらの御質問があったということは、現地で一緒に1日過ごして、議論させていただいた中で出てきた重要な話題だと考えております。

それをどのように我々が諮問していただいたところに対して返していくかということについては、今、石渡委員からお話がありましたように、少し我々も工夫をさせていただきながら、幅広にこれからも答申を考えていくということを進めさせていただければと思

っています。

ありがとうございました。

○石渡委員

どうぞよろしく願いいたします。

○田中委員

今、安全性向上評価制度の話があったのですけれども、また、今、杉山委員、石渡委員からありましたけれども、これは言うてみれば、中身はいっぱいあるのですね、対象が。いろいろな電力からの報告を見たことがあるのですけれども、結構字数が多くて、逆に言うて、どこに焦点を見ていいのか分からないところがあって、制度そのものは変える必要はないかと思うのですけれども、我々としても、どのようなところに焦点を絞って安全性向上評価を見ていくのか等々ということもあっていいのかなと思うのですけれども、その辺についても、どんな感じなのでしょう。

○関村原子炉安全専門審査会会長

田中委員、どうもありがとうございます。非常に重要な点を御指摘いただいていると思っています。

安全性向上評価制度の届出というのは、審査の事項も含めてというところで、少し事業者の間に負担感があることは確かだというのが背景にあった上で、でも、本質はどこかということをお今御質問いただいたのだと思っています。

その観点からは、安全性を向上していくための事業者のインセンティブというものがどのように明確になっているのか。安全性向上評価制度の届出をしなくてはいけないから、このフォーマットがある程度決められている。だから、それに対して書いているのか、本質的にそれができるようなことになっているのか。

これは、例えば、WANO（世界原子力発電事業者協会）がそういうことを考えていらっしゃる枠組みをどのようにうまく利用しているのか。ピアレビュー等を使って御指摘いただいた点というものをうまく安全性向上評価制度の中に、自分たちのインセンティブとして、これをやっていくことがいろいろな、規制側だけではなくて、国際的な評価の中で重要だと考えている。こういうことをきちんと出していただけるように、届出の制度というものを改善していく余地はいくらかあるかなと思っています。

でも、ここで、例えば、規制のとりことか、安全神話というのを生み出さないように工夫をしなくてはいけないというところが、インセンティブだけではないところである。これは既に原子力規制委員会の中でも議論が進んでいる。バックフィット制度の中でも議論を進めていただいていると理解していますので、この考え方を安全性向上評価制度の中にもうまく持ち込んでいただくということが必要ではないのかなと考えております。

まず、私からは以上でございます。

○山本核燃料安全専門審査会会長

山本です。

一番最初に御紹介させていただきましたように、この制度というのは、かなり大型のどうか、いろいろなものが入っている制度になっているというのは、田中委員の御指摘のとおりだと思います。

そういう意味では、設計図書の話とプラントの実力評価の話と、あと、最新知見の取り込みですね。元々はやはり最新知見の取り込みのところが非常に重要性があるわけです。ただ、ボリュームが非常に大きいので、必ずしもそこに、本当にやりたいところにリソースが投入できていないという現状があるので、その三つを整理した上で、どのようにリソース配分をしていけばいいかと、議論がそういう方向性になるのかなと思っています。

以上です。

○山中委員長

私の方からは、まず最初に、Information Noticeのお話が山本会長の方から出たかと思うのですが、これは炉安審、燃安審が何か提案をされて、Information Noticeを直接出されたいというお話なのか、あるいは何か原子力規制庁なり、原子力規制委員会に投げかけられて、そういうInformation Noticeを発出するという2段階なのか、その辺りはどのようなお考えなのでしょうか。

○山本核燃料安全専門審査会会長

山本です。

私のイメージでは、直接というよりも、こういうことが重要ですねという議論に基づいて、原子力規制庁からInformation Noticeを発行していただく。そういうことをイメージしておりました。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

実はこの制度を導入したのですが、余り発出されていないので、是非ともこのメカニズムを事務局の方でお考えいただいて、炉安審、燃安審から御助言いただいたことがうまく発出できるような、何かそういう仕組みを考えていただいてもいいのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○片山長官

恐らくは仕組みというよりも、そういうものをどう担当管理職が酌み取って出すかという運用面かなと思います。そういう意味で、炉安審、燃安審の事務局は原子力規制企画課がやっておりますけれども、そこから担当課にしっかり伝えた上で、よりInformation Noticeの発出の機会を増やすように事務局としても努力していきたいと思っています。

○山中委員長

是非いい御助言を頂いて、その起源は炉安審、燃安審が提案したことだということを理解した上で原子力規制庁として発出するという、そういう運用をうまくしていただければ、活用できるのではないかなと思います。

それから、安全性向上のための評価制度について、各委員からいろいろ意見が出ました。これについての今後の活用方法、これを炉安審、燃安審に、これまで事業者からの直接の報告を聞いていただいて、いろいろ直接の御意見のやり取りがあったかと思うのですけれども、現行制度を前提として、効果的な活用ですとか、運用に向けて工夫があり得るものと私どもは認識しております。

事業者からの聴取もおおむね一巡することになるかと思えますけれども、是非とも制度運用の改善策、あるいは炉安審、燃安審としてのお考えを少しおまとめいただいて、御助言いただければなと思います。

○関村原子炉安全専門審査会会長

ありがとうございます。

今の山中委員長の問題意識は、私、あるいは山本会長の考えたところとかなり整合しているのかなと思っています。先ほど安全性向上評価制度を米国のFSARと同等のものにしていくということでしたが、継続的な安全性向上の検討チームの中では、欧州型という断りはついていましたけれども、定期安全レビュー(PSR)、PSRのPは欧州の場合は「Periodic」ですが、しかし、スウェーデン等の国では、山本会長がおっしゃっていただいたように「Proactive」なものになっていくという観点も含めながら運用するのが適切だということを議論されてきた。

そういうことも踏まえながら、FSARに近づいていくだけが方向性ではなくて、もう少し多様な安全性向上のための仕組み作りというのはどうあるべきかというところを、本質のところをもう少し提示できるように、この課題に対して振っていただくとか、投げかけていただく課題もアップデートしていただき、我々ももう少し幅広に考えていくということをやっていければいいかなと考えています。ありがとうございます。

○山中委員長

この制度については、例えば、事業者に対して現行制度の活用を促進させるような何か方策があるのかどうか。先ほど膨大な分量になるということは、皆さん、承知しておられますし、そのうちのどれをどう切り分けていくのかという、あるいは改善をしていくのかというところも少し考えていただかないといけないところかなと思いますし、我々自身も考えていかないといけないかなと。

あるいは評価制度で新たな何か取り上げるべき事項があるのかどうか。この点についても、例えば、御検討いただく。あるいは実施頻度、あるいは提出、届出単位というのが適切かどうかというところ、例えば、このような点というのが検討していただけるような点かなと思うのですが。

まず、短期で原子力規制委員会そのものをどう改善できるかどうかというところがかなり重要でございますので、是非ともそういう短期でこういうことをやりなさいという御助言と、あるいは中長期でこういうことを改善していけるのではないかと、その辺りを少し切り分けていただいて、是非とも御助言を改善に直接つなげていきたいなと思います。

ので、少し短期と中期を分けていただいて御提案いただけると、非常にありがたいなと思うのですが、いかがでしょう。ちょっと面倒な注文かも知れませんが。

どうぞ。

○関村原子炉安全専門審査会会長

ありがとうございます。

今の観点も非常に重要な、私自身の問題意識と全く同等かなと思っています。各サイクルごとに安全性向上評価の届出をするということと、5年に1回トータルで見て安全をどのように考えていくか。これが本当にいい、整合しているものかどうかという点は極めて重要な点です。

更に、先ほど定期安全レビューの10年間のスパンの話が出ました。10年間で長過ぎたから5年にするという話も、この制度設計のときにはあったと私も聞いています。ですから、短期でのポイントになる点、5年ぐらいを中期といえ中期、更に、それよりも長い期間でやっていただくべきところ、例えば、人材の話も含めて、訓練の有効性等を人材の教育プログラムにうまく仕上げながらアップデートしているというところも含めるとすれば、2段階は重要だと思いますけれども、3段階も含めながら考えていただくということもあるかなと思っています。

もう一点は、詳細な使用規定として要求されているところと性能的に要求しているところ、これが先ほどおっしゃっていただいたような短期的な視点、中期的な視点とどのような関係で我々が要求していくことが適切なのか。こういう点も極めて重要な話かなと思っています。これは規制の考えとうまくかみ合っていくような答申を出す必要がありますので、是非これは議論を更に深めさせていただければと思っています。

私からは以上です。

○山本核燃料安全専門審査会会長

山本です。

まずは、現行の規則とか法律を全く変えないでできること、あるいは内規・規則を変えればできるようなこと、あるいは法律を変えないとできないようなこと、いろいろあると思うのです。

恐らくその三つぐらいに分けて、こういうことができますねと。恐らく法律を変えるようなところまで行けば、関村会長がおっしゃったようなより本質的なというか、本来目指しているところにたどり着きやすくなると思うのですけれども、それは一方で時間が掛かるということで、その辺を切り分けて議論するというのは私自身も考えているところであります。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。是非ともそういう方向で、少し切り分けていろいろ御提案、御助言を頂ければと思います。

委員の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、安全性向上のための評価については、これからも調査・審議を進めていただいて、改めてそういう短期でできそうなこと、中期でできそうなことというのを切り分けて御提案いただけると、原子力規制委員会としてもできるだけスピーディーに改革、反映できるかなと思いますので、是非ともその辺りはよろしく願いいたします。

本日は、関村会長、山本会長、貴重な時間を頂きましてありがとうございました。非常に有意義な意見交換ができたかと思います。

本日の意見交換の結果を踏まえまして、安全性向上評価に関する調査審議事項について、改訂が必要であると思いますので、事務局は速やかにその案を原子力委員会にお示しただけですでしょうか。

○片山長官

承知いたしました。

○山中委員長

それでは、以上で議題1を終了します。両会長、ありがとうございました。

次の議題は「3条改正に係る許認可における不適合事案を踏まえた改善活動」です。

説明は研究炉等審査部門、志間管理官からお願いいたします。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本議題でございますけれども、こちらは令和4年3月30日の原子力規制委員会におきまして、私の方から3条改正に係る許認可における不適合事案を報告させていただきました。その後、本件を所管する研究炉等審査部門を中心として実施した改善活動について、その内容を御報告させていただくものでございます。

まず「これまでに実施した改善活動」でございますけれども、大きく四つのことを行いました。

まず、一つ目が「（1）審査官の共通認識の醸成」ということで、3条改正に係る許認可における不適合事案は、3条改正で新たに追加となった要求事項及び経過措置期間の手續に関して、研究炉等審査部門の審査官の理解に差があったことが原因の一つであったと考えております。

このため、法令に関する研修に参加したり、原子力規制部の部門横断的に審査の実例を題材とした勉強会を行っております。これに参加したり、研究炉等審査部門内で複数の審査官が審査書を互いにレビューし合う会議を実施したりすることによって、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）、関係規則の要求事項に対する理解を向上させ、審査官の共通認識化を図ったところでございます。

四つのことのうちの二つ目でございますけれども「（2）マニュアルの整備」ということで、審査実務における漏れや誤りが生じないように、必要な手續等、確認すべき事項を

まとめたチェックリストを内容とするマニュアルを整備し、部門内で運用を開始しました。業務プロセスとチェックリストの一例を、通しページの6ページから8ページに参考として示させていただいております。

三つ目といたしまして「(3) 申請者への3条改正に係る遵守事項の周知」といたしまして、3条改正によって追加要求となった事項を改めて申請者の方々に周知いたしました。この周知において使用した資料は、こちらも参考として9ページの別紙2及び58ページからの別紙4として添付させていただいております。

改善事項の四つ目といたしまして、審査における運用の精査を行いました。これは令和4年3月30日に不適合事案を原子力規制委員会に報告させていただいた際、原子力規制委員会の方から審査書に形式的なことを求め過ぎていないかとの指摘があったことを踏まえて行ったものでございます。

この結果、試験炉と41条該当使用施設の許可申請書において添付を求めているQMS(品質マネジメントシステム)に関する説明書について、ここに記載を求める内容の明確化が必要といった点や、41条非該当使用施設ではQMSの要求が限定的であることから、QMSについての説明書の添付がなくても、申請書本文記載事項で適合性を判断できるといった課題を特定するに至りました。

次に「申請者が抱える課題の聴取」でございますけれども、2.(3)で説明しました3条改正に係る遵守事項の周知に併せまして、申請者が抱える審査対応上の課題を聴取することを目的に、試験炉設置者向けに意見交換会を、核燃料物質使用者向けにアンケートを実施しました。

意見交換会やアンケートで寄せられた意見は、(1)①と②に示すとおりでございます。主に申請書をどこまで書けばいいのか分からないといった意見や、記載例を示してほしいといった内容の意見が寄せられております。

これらの申請者からの寄せられた意見を踏まえまして、審査における運用の精査をしたところ、試験炉の保安規定において、長期施設管理方針について記載を求める内容の明確化や、使用施設の申請書に記載すべき事項について、使用規則が要求する内容の明確化、使用施設等の一部廃止に関する手続についての明確化が必要といった課題が浮き彫りになりました。

最後に「4. 今後の改善活動」でございますけれども、今後は2.(4)と3.(2)で特定されました審査における運用上の課題に対する改善活動を行っていかうと考えております。

具体的には、事例集を整備しまして、これを公開するとともに、これらの内容は意見交換会で申請者に周知することを考えております。また、その事例集の内容は審査業務の流れに反映しまして、審査官の判断基準の共通認識化を図ることとしたいと考えております。

なお、41条非該当使用施設に対して要求しているQMSに関する説明書につきましては、これを廃止することを含めて具体的な改善策を検討し、使用施設等の一部廃止に関する手続

につきましては、必要な記載内容の明確化に加えて、使用施設等の廃止措置制度に関する検討等を含めて、適切に運用できるような検討をしていくこととしたいと考えております。

また、1. (1) で説明しました法令に関する研修への参加や、全ての審査案件を対象とした複数の審査官でレビューし合う会議等の実施についても、今後も継続して実施しまして、申請者との意見交換会や説明会につきましても定期的の実施して、申請者が抱えている審査対応上の課題を聴取し、継続的な改善を図っていくこととしたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

○山中委員長

ありがとうございます。

委員の方から質問、コメント等はございますか。

どうぞ。

○田中委員

まず初めに質問なのですが、対象としている試験研究用等原子炉、41条該当使用施設、41条非該当の使用施設というのは、現在、いくらぐらいあるのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

41条該当使用施設は11施設で、非該当施設は約190施設あります。

○田中委員

非該当が190施設ぐらいと、たくさんあるということで、それらに対してどのようにして効果的・効率的に審査等をしていくかが大事かと思うのです。言ってみれば、実用炉と違い、これらに対していかにグレーデッドアプローチを適用していくかが重要かと思えます。

ここに書いていますように、これまで実施した改善活動とか、申請者が抱える課題の聴取を踏まえて、ここに示されている今後の改善活動は適切なものだと考えますが、具体的にいかにグレーデッドアプローチを適用していくのがポイントになってくるかと思えますので、限られたリソースの中で、有効に、効果的にやっていただくようお願いいたします。

以上です。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

田中委員、ありがとうございます。その旨を頭に入れて今後の改善活動を実施していきたいと思えます。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

今の田中委員からのコメントの繰り返しになってしまうかもしれませんが、相手を類型化といいますか、パターン化するのが難しい。いろいろな相手が出て、都度、最も

適切な対応をしなければいけないということで、非常に難しいのだと思います。今回、いろいろチェックリストを整備されたりとか、それも、これを整備すればもう大丈夫ということはきっとなくて、相手の方も、都度、設備と施設等をまた変更していくことも当然ありますので、まずは、これから整備する事例集、これが我々側にとっても、事業者側にとっても非常に有効なものになるかと思っておりますので、そちらを整備していただいて、あとは今後の改善活動、こちらを頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

コメントありがとうございます。こちらの事例集を御指摘に沿った形でまずは作ってみて、こちらについても事業者に示して、事業者の意見を聞いて、継続的な改善を図っていきたくて考えております。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

先日、RIの使用施設についてのガイド類が出来上がりましたがけれども、RIに比べると、まだ試験研究炉と核燃料使用施設というのは、幅の広さとしてはまだ狭いのかなとは思いますが、ただ、試験研究炉の程度の差というのは、かなり、そういう意味で、大きな差があるかなと。

取り組み方、規制をする側もされる側もかなり手探りのところはあるかなと思ったり、今回、こういうミスが発生したのですけれども、見直していただいて、これからの規制の在り方、あるいは実際にされる側からの様々な意見というのはこれからも出てくるかと思うのですけれども、その辺りは注意深く対応していただきたいと思いますし、必要のないような規則というのは、できるだけ見直していただくというのがいいのではないかなと思います。

試験研究炉は、本当に実用炉に近いようなリスクを持ったような炉から、本当に小さな教育用の原子炉もございますので、非常に幅広いですけれども、むしろ使用施設の規制をどのようにしていくかなんていうのは、かなり、逆にリスクが小さいので、難しいかなと思ったり、そういう規制される側、あるいは廃止したいと思われているところをうまく規制していくということ、工夫をしていただければと思います。まずはこれが手始めかなと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか、よろしいですか。

それでは、これで報告を受けたということで、本議題は終わりにしたいと思います。以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「国際原子力機関（IAEA）安全基準委員会（CSS）第52回会合結果概要」です。

説明は山田分析官からお願いいたします。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

原子力規制庁、山田でございます。

先月開催されましたIAEAのCSSについて、概要の御報告でございます。IAEAの安全基準の策定状況についての御報告ということになります。

1 ページ目の2. の(1) (2)を御覧いただければと思いますけれども、今回のCSSでは、安全基準のドラフトが5文書、それから、文書作成計画(DPP)が5文書、審議がされました。合計10文書全てが承認されてございます。

次回の会合については、来年4月3日、4日ということで予定がされているところでございます。

それでは、資料の方につきましては、別紙2を御覧いただきまして、今回審議されました文書についての概要を御報告したいと思います。

まず、別紙2の表紙、これはまとめになってございます。右から二つ目のラインに「関連文書」という欄がございますけれども、これは今回、制定・改訂される文書の対象になるものが書いてございまして、「新規」と書いてあります安全基準文書1文書、それから、文書作成計画(DPP)2文書が新規のものになっているところでございます。

今回承認されました安全基準のドラフト、それから、DPPは全てガイドに対するものでございます。

それでは、次のページをお開きいただきまして、それぞれの文書について、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

まず一つ目、DS470「研究と教育で使用する放射線源の放射線安全」という文書でございます。これは研究と教育の現場の放射線防護に関する新規のガイドになってございます。

施設を管理している従事者については、放射線業務従事者となってございますけれども、学生、それから、施設で研究される方々に対して、こういう方々はこの施設の放射線業務従事者になってございませぬので、そういう方々に対する放射線防護についてのガイドということになってございます。

教育・研究に関するものでも、生物医学研究のためのボランティアの方々に対する被ばくについては、別途のガイド、SSG-46というものが定められてございますので、その分野については対象外になっているという文書でございます。

この文書については、CSSでは特段の議論なく承認されているところでございます。

それから、続きまして、二つ目と三つ目、これは一緒に御説明させていただきたいと思っております。

この文書につきましては、既存のガイド、RS-G-1.7というものがございまして、こちらで規制免除、それから、クリアランスの二つを合わせて既存のガイドとして策定されておりましたけれども、これを規制免除と、それから、クリアランスのそれぞれのガイドに二つに分けるという内容になってございます。それぞれDS499とDS500という文書になっているものでございます。

二つに分けようとしている趣旨につきましては、放射線防護と、それから、廃棄物管理の分野、それぞれでユーザーが異なっているということから、ユーザーの利便性のために

二つの文書に作り直すということで検討されたものでございます。

規制免除とクリアランスというのは、二つ、とても重要な概念でございますけれども、関連するものになってございますので、両者が連携をして作成されてございます。特に規制免除の方は、CSSの下にございます個別分野の安全基準を検討しております委員会、放射線防護を担当しているRASSC（放射線安全基準委員会）というところと、それから、クリアランスについては、廃棄物の基準を検討しておりますWASSC（廃棄物安全基準委員会）という委員会がございまして、検討している場が別になってございますので、この両者の委員会で連携を取りながら作成されたというものでございます。

検討の際に議論があったということで紹介がございましたのは、クリアランスに関しては、人為的なプロセスを経た自然起源核種、典型的にはウラン廃棄物になりますけれども、それについてのクリアランスレベルについて、具体的な数値として毎年 $10\mu\text{Sv}$ オーダーという数字が具体的に書き込まれておりましたけれども、各国で規制のプラクティスが必ずしも一致していないということで、コンセンサスにならなかったということで、原案では記載されておりましたけれども、これは削除されるということが行われております。

それから、もう一点、測定における不確かさの取扱いというのが議論になったということで、これは不確かさを考慮してクリアランスレベルを設定するというので、平均値ですとか、中央値を使ってクリアランスするというのではなくて、不確かさも考慮した上でクリアランスレベルを決めるという形で決着してございまして、国内での考え方と沿ったものになっているというところでございます。

この二つのガイドにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、両者が非常に関連しているということで、使われている概念とか用語についての整合性が非常に重要でございまして、その部分について、CSSに参加しているメンバーからは、多少不十分なところもあるけれども、現時点で十分な努力がされているということで、承認ができるのではないかなという議論があって、最終的には承認されたという状況でございます。

それから、続きまして、四つ目、DS521「放射性物質輸送のための放射線防護プログラム」でございますけれども、こちらはTS-G-1.3という既存のガイドがございまして、これは2007年に発行されているということで、それ以降に改正されております最初の輸送に関する要求文書、リクワイアメント文書でありますSSR-6のRev. 1というものがございまして、それと放射線防護に関するGSR Part3、これに沿った形で改訂するというもので、一種のアップデートということなので、これについても特段の議論なく承認されているところでございます。

それから、五つ目がDS523「原子力発電所のレベル1PSAの開発と適用」ということで、こちらにつきましても、SSG-3というものが既に存在してございまして、これは2010年に発行されているものということで、これもアップデートのための改訂をするというもので、最新の安全評価に関する要求文書でありますGSR Part4のRev. 1、それから、原子力発電所の設計・運用に関する要求文書でございましてSSR-2/1、SSR-2/2というものに沿った形の改訂

訂をするということで、リスク評価に関するものですし、東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験も取り入れて改訂をするというものでございます。

今回、この文書においては、使用済燃料プールと複数号炉のレベル1PSAというものを、新しく一つの条を設けて策定されているというものでございます。これについても特段の議論なく承認されたということでございます。

6番目以降が文書作成計画（DPP）に関する承認でございます。

六つ目のDPP-DS535でございますけれども、これは「原子力発電所の定期安全レビュー」、PSRのガイドの改訂でございます。これはSSG-25ということで、2013年に策定されたものが発行されてございます。これについても、2013年ということで、それ以降、改訂されたIAEAの安全基準に沿ったものにするということで、アップデートがされているものでございます。このアップデートにおいては、各国でPSRが行われていまして、その経験も取り込むという形での改訂ということが計画されてございます。

このSSG-25につきましては、安全性向上評価のガイドで、直接的に参照してリファーしているものでございますので、今後、改訂の作業が進んでいきますので、内容については、フォローしていく必要があるのかなと考えてございます。

それから、続きまして、DDP-DS537「発電炉の設計における革新的技術の安全性実証」と、一つ飛ばしまして、⑨のDPP-DS539「原子力施設の許認可プロセス」、この二つを併せて先に御説明させていただきたいと思っております。

DPP-DS539「原子力施設の許認可プロセス」につきましては、2010年に発行されたSSG-12というものがございまして、これもほかのものと同じように若干古くなっているということで、その後の安全基準が改訂された新しいものに沿った形で改訂するという内容になってございます。今回、この許認可プロセスの中で新しくフォーカスしようとしているのが、SMR（スモールモジュラーリアクター）に関する許認可をスコープに入れるということでございます。

それから、DPP-DS537については「発電炉の設計における革新的技術の安全性実証」ということで、発電炉の設計に適用されます新しい革新的技術、イノベティブテクノロジーの安全性評価、安全性の確認における不確実性に対してどのように対応していくのかということについて、新しくガイドを作ろうというものでございます。

革新的技術というと、言葉の定義が重要になってまいりますので、今回の計画の中では、それについては、一つの章を通じてしっかりと定義するというような計画になってございます。

この革新的技術については、SMRを含めて、水冷却以外の先進炉に対して適用されている技術が依拠されているというものでございます。

この二つのDPPについては、計画として2026年に完成するという計画になっているということで、CSSの中で指摘がございましたのは、特にDPP-DS539の許認可に関するガイドについては、SMRの許認可プロセスというのは、諸外国においては既に進行しているものがあ

るということで、この2026年までに作るというスケジュールがそれと合わないのではないかという議論がございました。技術的に合ったということ踏まえて、スケジュールを前倒しするための工夫、例えば、CSSでの承認プロセスについて簡略化するとか、リソース等によるプライオリティを少し上げるといったような議論がございました。

リソース投入については、プライオリティを上げるということについては、それに伴う副作用も考えられますので、それについては、バランスをとる必要があるというような指摘があったところがございますけれども、スケジュールを前倒して検討していくということ前提に承認されているものでございます。

この二つのガイドの関係として、国際的にはIAEAをはじめとした様々な場面で、SMRに関する検討・議論が活発化しているということが現れてきているかなという印象を受けております。

それから、SMRにつきましては、設置される国と原子炉を製造する国が異なるということも考えられるということで、その場合には複数の国に規制が適用される場合があるということです。日本についても、必ずしも日本で設置をされないからといって、なおざりにしておくわけにもいかないものかなという印象を持っております。

それから、8番目、DPP-DS538でございます。「過去の活動、事象により影響を受けた地域の汚染修復後の長期管理」という内容でございますけれども、これは事故又は過去の活動によって汚染された地域の修復、Remediationに関する考え方については、既存のガイドとしてGSG-15というものがございまして、環境修復そのものではなくて、環境修復が終わった後の長期管理、例えば、立入制限ですとか、利用制限というものが続く場合がございますので、それも考慮に入れた上でガイドを作るということで、新規で検討されているものでございます。

これについても、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の経験というものが参照される可能性が高いということなので、これもフォローしていく必要があるものかなと考えてございます。

それから、最後、10番目、DPP-DS540「産業用ラジオグラフィの放射線安全」ですけれども、これも2011年に発行されたSSG-11というものがございまして、これを最新のIAEAの安全基準に沿った形でアップデートするという内容でございます。2011年の発行後に新しく一般的に使用されるようになった機器ですとか、技術についても、対象に取り込もうというものになっているところでございます。これについても特段の議論はなく、承認されているということでございます。

以上を含めた総括として、今後、内容をフォローするという観点からは、今回採択されたガイドについては、国内の規制に沿った形になっているということだろうと思っております。

それから、採択されたDPP（文書作成計画）につきましては、定期安全レビューについては、安全性向上評価との関連があること、それから、DPP-DS537、DPP-DS539という革新的

技術の安全性実証と許認可プロセスのガイドについては、SMRに関する規制の動向をフォローしていくという観点から、注視していく必要があるかもしれないなど考えてございます。

それから、DPP-DS538については、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験がございますので、それをうまく参照してもらおうという観点で、フォローしていく必要があるかなど考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

それでは、報告のありましたCSSについて、質問、コメントはございますか。

○田中委員

ちょっと教えてください。2番と3番、規制免除と、それから、クリアランスのところについて、これはユーザーの利便性を考えて分けたのだということはよく理解いたしました。また、クリアランスの方で二つ目のパラのところ、クリアランス測定における不確かさの扱いについては、原子力規制委員会の審査基準でも適用した方法が明記されたということはいいことかと思えます。

それで、先ほどの説明の中で、 $10\mu\text{Sv}$ というものが削除されたという話があったのだけれども、どうしてそれが削除されたのか、もう少し教えていただけませんか。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

自然由来として考えるか、それとも、人為的に利用した後に出てきたものとして考えるかということで、クリアランスレベルの考え方が違ってくるということで、 $10\mu\text{Sv}$ なのか、 $100\mu\text{Sv}$ なのかということころは、各国で違う考え方をとっている国があるということなので、コンセンサスとして具体的な数値を書き込むということについては合意が得られなかったもので、削除されたということで、各国の考え方で定めればよいという考え方になったということでございます。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

○石渡委員

ちょっと確認なのですが、別紙2の、例えば、上の五つについては、隣の別紙1ではステップ12aというところに並んでいるのですね。でも、これがCSSの報告だということは、ステップ12b1というところで承認されたということなのですか。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

はい。そのとおりでございます。別紙1の説明を省略させていただきましたけれども、IAEAの安全基準の策定のプロセスとして、まず、DPP（文書作成計画）というものが承認されるというプロセスがございます。それから、DPPに従ってできた安全基準案、ドラフトに

ついて、承認するというプロセスがございます。

DPPの承認というのがステップ3、4というところがございます。それから、ドラフトの承認というのはステップ11、12というところになっております。安全基準文書については、CSSで承認された後、要求文書については、その後、理事会にかかった上で発行されますし、ガイド文書については、CSSで承認されれば、その後、発行されると、そういうプロセスになってございます。

○石渡委員

分かりました。どうもありがとうございました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

どうぞ。

○田中委員

7番でしたか、SMRと絡めて、今後、注意して見ていかななくてはいけないというような発言があったかと思うのですが、それはIAEAとしては、この辺について、結構早めにいろいろなガイド等を作ろうとしているのですね。そのときに、本当に抜けがないとか、どのようなところが大事かというのもCSS等でしっかりと見ていく必要があるかと思うのですが、その辺はいかがなのですか。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

SMRについては、IAEAでNuclear Harmonization Standardization Initiativeという事務局長のグロッシーが提唱したものが進んでおりまして、そちらは必ずしも規制だけではなくて、産業界側のデザインをする方々も入った形でのイニシアチブになっておりまして、そちらの方で実際にどういうSMRを作ろうかという話が進んでいる中で、SMRをなるべくスムーズに導入を進めるという上で、規制側は遅れずについていくという観点で、Nuclear Harmonization Standardization Initiativeの中で二つのトラックが走っておりまして、それに遅れないように、安全基準の方についての議論も進んでいるということもございますけれども、安全基準については、規制側の話になりますので、独立性が大変重要ということなので、CSSの方は独立した形で進んでございますけれども、グロッシー提案のイニシアチブともしっかりと連携をとりながら進めていくということになっておりまして、いろいろところで、今、SMRについての議論が活発化しているということなので、それについては、いろいろな場面での議論をしっかりと統合、インテグレートした形でフォローしていく必要があるのではないかなというのを感じております。

○山中委員長

具体的にいつまでにまとめましょうみたいな、そういう話はあるのですか。

○山田原子力規制部原子力規制企画課原子力規制制度情報分析官

今、御紹介させていただきましたNuclear Harmonization Standardization Initiative、NHSIと言われておりますけれども、こちらについては、2022年から2024年というのが、今の

ところ、計画としてある程度形になっているところで、といっても、今年6月とかからキックオフされたところですので、まだスタートしたところでございますけれども、2024年までということになっておりまして、2024年に向けていろいろな成果物が出てくるという計画になっている中で、先ほど申し上げました安全基準は2026年の完成を目指しているというので、そこでスケジュールのずれがあるなというところが議論になっているところでございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○田中委員

委員の方知っておいてほしいものがありまして、2ページ目のステップ5/6の下から二つ目のところに「DS533/NST067(安全とセキュリティのインターフェース)」という、このようなものをここで議論しています。もちろん、いろいろなセキュリティ関係の文書を考えているところ等でも議論をしていますし、ここでちょっと一緒になってやっているというの、ほかとはちょっと違うものが入っていますので。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本件は、これで報告を受けたということで、以上で議題3を終了いたします。

続いて、最後の議題ですけれども「原子力規制委員会の令和4年度第2次補正予算案の概要」です。

説明は会計部門の河原参事官からお願いいたします。

○河原長官官房参事官(会計担当)

会計担当参事官の河原でございます。

私の方からは、原子力規制委員会の令和4年度第2次補正予算案の概要について、資料4に基づいて説明をいたします。

令和4年度第2次補正予算案は、本年10月28日に閣議決定されました「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を実行するために編成されまして、昨日11月8日に閣議決定されました。

原子力規制委員会においては、この総合経済対策に掲げられている項目のうち、「防災・減災、国土強靱化の推進」及び「国民の安全・安心の確保」の観点からの予算を計上しております。

それでは、別紙の方を御覧ください。

1. は、今回の補正予算案の会計区分別の概要でございます。一般会計2.5億円、エネルギー対策特別会計43.1億円の合計45.6億円を計上しております。

次に「2. 事業内容」についてであります。全部で6事業でございます。いずれも来年度

当初予算の概算要求に盛り込みました事業の一部を先んじて実施するものであります。補正予算として、原則、本年度中に執行する必要があることを踏まえまして、資機材・設備の整備・更新に係る事項を中心に計上しております。

以下、それぞれについて簡潔に御説明申し上げます。

まず（１）は、保障措置体制の充実・強化のために、老朽化した機器を更新するものでございます。

（２）は、統合原子力防災ネットワークシステムの更改を今後予定していることを踏まえまして、その際に必要となる資機材を先んじて調達するものであります。

（３）から（６）は、いずれも放射線モニタリング関係の事業でございます。

（３）は、原子力発電所等立地道府県及びその隣接府県において、老朽化したモニタリング関係の資機材の更新を行う事業。

（４）は、緊急時のバックアップ用として国が整備している可搬型モニタリングポスト等の更新を行う事業。

（５）は、全国で実施している環境放射能水準調査に使用しているモニタリングポスト等の更新を行う事業。

（６）は、米国の原子力艦が寄港した際の放射線モニタリングに使用している設備や資機材の更新等を行う事業となっております。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

令和４年度原子力規制委員会の第２次補正予算案の概要を説明いただきましたけれども、質問、コメントはございますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

以上で議題４を終了します。

そのほか、委員の委員の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本日の原子力規制委員会はこれで終了します。どうもありがとうございました。